

議案第166号

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月24日提出

川崎市長 福田紀彦

川崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第13条、第13条の2関係）

ふ頭用地使用料又はふ頭用地利用料

種 別		使用料又は利用料金	
		単 位	金 額
電 柱	第1種電柱	1本1月まで ごとに	280円
	第2種電柱		430円
	第3種電柱		580円
電 話 柱	第1種電話柱	1本1月まで ごとに	250円
	第2種電話柱		400円
	第3種電話柱		550円
その他の柱類		1本1月まで ごとに	25円

共架電線	電柱に共架する場合		共架柱1本1月までごとに	280円
	電話柱に共架する場合			310円
公衆電話所			1個1月までごとに	500円
郵便差出箱及び信書便差出箱			1個1月までごとに	210円
送電塔			1月1平方メートルまでごとに	500円
特別高圧架空送電線			1月1メートルまでごとに	9円
地下埋設物	埋設管その他これに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	20円
		外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		28円
		外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		42円
		外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		56円
		外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		85円
		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
		外径1メートル以上のもの		480円
	その他のもの		1月1平方メートルまでごとに	480円

架空 工 作 物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	230円
		外径0.4メートル以上のもの		560円
	支持物		1月1平方メートルまでごとに	560円
	その他のもの			560円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルまでごとに	500円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルまでごとに	890円
工事のための一時作業所又は工事用材料置場			1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルまでごとに	290円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

ふ頭用地使用料の額及びふ頭用地利用料の上限額を改定するため、この条例を制定するものである。